

平成26年農作業料金・農業労賃 に関する調査結果

平成27年3月

島 根 県 農 業 会 議

はじめに

農作業料金・農業労賃に関する調査は、昭和35年から全国農業会議所の全国統一調査として毎年実施しており、水稻作をはじめとする各農作業の受託（請負）料金、農村の雇用賃金、農外諸賃金等の労働事情について、実態を把握することにより、適正かつ公平な標準（協定）賃金・料金の作成等を行い、労働力確保対策、農業経営の改善等に幅広く活用されております。

このたび平成26年調査をとりまとめましたので、今後の農作業受委託料金・賃金の協定作成等の参考にしていただければ幸いです。

終わりに、本調査実施にあたり、市町村農業委員会のご協力に対して厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

島根県農業会議

I 調査結果の概要

- 各項目での金額・率(%)は、すべて、県平均を基に前年対比で表示している。
- カッコ内は前年度価格を表示している。
- 率の上昇、下降については、前年度を100%としている。

(1) 水稲作一般の作業受託料金(10a当たり)について

【部分作業の請負料金】

〈育苗〉(1箱当たり)

「稚苗」(2.0~2.5葉)

個人農家(以下個人)は1.9%の増 856円(840円)

生産組織(以下組織)は9.1%の増 840円(770円)

「中苗」(3.5~5.5葉)

個人は0.8%の減 852円(859円)

組織は5.4%の増 834円(791円)

〈耕起から代かきまでの一貫〉

個人は1.2%の増 18,575円(18,350円)

組織は1.2%の増 18,287円(18,064円)

〈耕起〉

個人は3.7%の増 9,084円(8,760円)

組織は2.7%の増 8,718円(8,489円)

〈代かき〉

個人は1.5%の増 9,129円(8,990円)

組織は1.3%の増 8,965円(8,853円)

〈機械田植〉

個人は2.1%の増 8,298円(8,126円)

組織は7.0%の増 8,377円(7,828円)

〈防除〉

個人は1.4%の増 2,270円(2,239円)

組織は10.0%の増 2,733円(2,485円)

〈機械刈取〉

個人は4.0%の増 21,585円(20,760円)

組織は12.9%の増 23,292円(20,632円)

〈刈取から乾燥・調整〉

個人は1.4%の増 37,077円(36,567円)

組織は4.9%の減 38,493円(40,464円)

〈乾燥・調整〉

個人は10.6%の増 2,165円(1,958円)

組織は2.7%の減 2,054円(2,110円)

【全面作業の受託料金】

〈耕起代かき→乾燥調整作業まで〉

「種粃・肥料・農薬代等込み」

個人は9.2%の増 106,556円(97,542円)

組織は0.7%の増 126,485円(125,615円)

「種籾・肥料・農薬代等別」

個人は 6.6%の増 74,099円 (69,509円)

組織は 1.3%の増 77,201円 (76,181円)

(2) オペレーター賃金について

【作業機械別 1時間あたり】

「トラクター」は 1.0%の減 1,331円 (1,344円)

「田植機」は 0.4%の減 1,328円 (1,333円)

「コンバイン」は 0.4%の減 1,328円 (1,333円)

【作業機械別 1日あたり】

「トラクター」は 1.6%の増 10,241円 (10,083円)

「田植機」は 2.2%の増 10,191円 (9,976円)

「コンバイン」は増減なし 11,983円 (11,988円)

(3) 実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金 (1日あたり) について

【農作業一般】

「専門作業の支払総額」

男性は 0.2%の減 8,486円 (8,507円)

女性は 1.3%の減 7,892円 (7,992円)

「一般・軽作業の支払総額」

男性は 2.1%の減 7,063円 (7,216円)

女性は 0.2%の増 6,774円 (6,762円)

【具体的作業 (水稻機械作業補助)】

男性は 1.1%の増 6,836円 (6,764円)

女性は 1.3%の増 6,367円 (6,283円)

(4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金について

【標準賃金・料金を定めている市町村】

調査地区 (31地区) のうち 25地区であった。

【標準賃金・料金の遵守状況】

「非常によく守られている」 3地区

「比較的良好に守られている」 22地区

「あまり守られていない」 0地区

(5) 農外諸賃金について

【臨時・賃金 (1日あたり)】

業種別では次の通りとなった。

「公的勤務」

男性は 0.9%の減 6,266円 (6,320円)

女性は 1.0%の減 6,244円 (6,304円)

「建設業」

男性は 0.7%の増 9,366円 (9,305円)

女性は 1.0%の減 7,502円 (7,576円)

「製造業」

男性は0.5%の減 6,702円 (6,733円)

女性は1.9%の減 6,077円 (6,197円)

「卸・小売業」

男性は0.9%の増 6,366円 (6,308円)

女性は0.2%の減 5,826円 (5,839円)

「サービス業」

男性は0.8%の増 6,422円 (6,372円)

女性は0.2%の減 5,961円 (5,972円)

「シルバー賃金」

男性は1.7%の増 5,997円 (5,898円)

女性は1.7%の増 5,997円 (5,898円)

【恒常的賃金 (30歳1日あたり)】

業種は男性で建設業、女性で公的勤務が主な回答であった。

「恒常的賃金の平均」

男性は0.7%の増 10,844円 (10,768円)

女性は4.3%の減 8,130円 (8,495円)

【農外諸賃金】

業種別では次の通りとなった。

「大工」は0.2%の減 17,058円 (17,090円)

「左官」は0.4%の減 16,972円 (17,038円)

「土木工」は3.0%の増 12,737円 (12,363円)

「造林」は0.2%の減 11,017円 (11,237円)

「伐出」は0.3%の減 12,411円 (12,444円)

Ⅱ 調査実施要領

1. 調査の目的

最近の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、更には雇用労働力の確保の困難など、新たな問題も生じている。

これら諸事業にかんがみ、農業・農村における労働状況について、一層の把握に努め、今後も適正かつ合理的な標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的とした。

2. 調査の方法

- (1)本調査は、全国農業会議所が作成した調査票に基づき、県農業会議の指導のもとに、市町村農業委員会が行った。
- (2)調査市町村は、平成15年12月31日時点の市町村（59）を対象としたが、旧市町村の数が多くかつ農作業料金・農業労賃等に差異がみられない場合等については、いくつかの市町村を選定し、調査した。
- (3)調査の項目
 - ①水稲作の部分・全面作業受託料金の水準
 - ②オペレータ賃金額
 - ③農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
 - ④農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
 - ⑤市町村内の農外諸賃金の水準

3. 調査の時期および期間

平成26年12月31日を調査時点とし、平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間を調査対象期間とした。

Ⅲ 集 計 結 果

実施要領に基づき平成15年12月31日時点の市町村（59）を対象に調査を実施し、表Ⅲ－1のとおり地域に区分し集計した。

安来市・雲南市・奥出雲町・飯南町・美郷町・邑南町・浜田市・益田市・吉賀町・隠岐の島町は合併後農作業料金・農業労賃が統一され、それぞれ1地区として集計した。

また、松江市については、9地区のうち地帯的性格別に5地区として集計した。

表Ⅲ－1 集計市町村の地域区分

現市町村名	旧市町村名	合 計	
		調査実施市町村数	集計市町村数 (旧市町村含む)
松江市	松江市・鹿島町・島根町・美保関町・八雲村・玉湯町・宍道町・八束町・東出雲町	1	5
安来市	安来市・広瀬町・伯太町	1	1
出雲市	出雲市・平田町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町・斐川町	1	7
雲南市	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町	1	1
奥出雲町	仁多町・横田町	1	1
飯南町	頓原町・赤来町	1	1
大田市	大田市・温泉津町・仁摩町	1	1
川本町	川本町	1	1
美郷町	邑智町・大和村	1	1
邑南町	羽須美村・瑞穂町・石見町	1	1
浜田市	浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町	1	1
江津市	江津市・桜江町	1	2
益田市	益田市・美都町・匹見町	1	1
津和野町	津和野町・日原町	1	2
吉賀町	柿木村・六日市町	1	1
隠岐の島町	西郷町・布施村・五箇村・都万村	1	1
海士町	海士町	1	1
西ノ島町	西ノ島町	1	1
知夫村	知夫村	1	1
		19	31

IV-2 農業臨時雇賃金および農外賃金の年次別動向

(注)指数は、平成元年を100%とする。

(注)平成2年以降は調査項目の変更により、手植え手刈りが参考数値となり平成4年以降は、事例が少ないため削除する。

職別	年次別	平成元年		2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年		
		男	支払額	6,350	6,720																									
女	指数(%)	100	113.9																											
稲刈(手刈)	支払額	4,798	5,178																											
	指数(%)	100	116.1	107.9																										
大工	支払額	6,035	6,517	6,657																										
	指数(%)	100	108.0	110.3																										
左官	支払額	4,761	5,736	5,175																										
	指数(%)	100	120.5	108.7																										
通常の雇用 (二十歳前後)	支払額	11,395	11,979	11,588	13,210	11,978	15,561	16,447	17,354	18,048	18,380	18,619	18,881	18,835	18,715	18,783	18,719	18,906	18,977	18,476	17,550	17,204	17,196	16,974	17,071	17,090	17,058			
	指数(%)	100	105.1	101.7	115.9	105.1	136.6	144.3	152.3	158.4	161.3	163.4	165.7	165.3	164.2	164.8	164.3	165.9	166.5	162.1	154.0	151.0	150.9	149.0	148.8	149.8	150.0	149.7		
男	支払額	11,388	12,107	12,734	13,349	14,579	15,793	16,596	17,398	18,030	18,396	17,080	19,091	19,002	18,845	18,694	18,667	18,280	18,403	18,472	17,836	17,050	17,008	16,830	16,900	17,038	16,972			
	指数(%)	100	106.3	111.8	117.2	128.0	138.7	145.7	152.8	158.3	161.5	150.0	167.6	166.9	165.5	164.2	163.9	160.5	161.6	162.2	156.6	149.7	149.4	147.8	148.4	149.6	149.0			
女	支払額	7,663	8,390	7,566	8,818	9,243	9,569	9,924	10,346	10,957	10,835	11,361	11,096	10,992	10,631	10,497	10,665	10,229	10,035	10,500	10,782	11,027	10,633	10,535	10,724	10,768	10,844			
	指数(%)	100	109.5	98.7	115.1	120.6	124.9	129.5	135.0	143.0	141.4	148.3	144.8	143.4	138.7	137.0	139.2	133.5	131.0	137.0	140.7	143.9	138.8	137.5	139.9	140.5	141.5			
女	支払額	5,313	5,891	5,951	6,155	6,306	6,584	6,793	7,318	7,585	7,606	8,167	8,070	8,266	7,943	7,929	7,805	7,623	8,137	8,083	8,050	8,345	8,217	8,379	8,495	8,130				
	指数(%)	100	110.9	112.0	115.8	118.7	123.9	127.9	137.7	142.8	143.2	153.7	151.9	155.6	157.3	149.5	149.2	146.9	143.5	153.2	152.1	151.5	157.1	154.7	157.7	159.9	153.0			